

会 議 録 目 次

平成 2 5 年第 6 回海田町議会臨時会（第 1 日目）

平成 2 5 年 8 月 2 日（金）午前 9 時 0 0 分開会

日 程 第 1	会議録署名議員の指名について・・・・・・・・・・・・・・・・	3
日 程 第 2	会期の決定について・・・・・・・・・・・・・・・・	3
日 程 第 3	報 告 第 4 号 損害賠償額の決定について・・・・・・・・	3
日 程 第 4	第 30 号 議 案 工事請負契約の締結について（海田東小学校新館耐震補強等工事）・・・・・・・・	6
	（閉 会）・・・・・・・・・・・・・・・・	13

平成25年第6回海田町議会臨時会

会 議 録 (第1号)

1. 招 集 年 月 日 平成25年8月2日 (金)
2. 招 集 の 場 所 海田町議会議事堂
3. 開会 (開 議) 8月2日 (金) 9時00分宣告 (第1日)

~~~~~○~~~~~

4. 応 招 議 員 (16名)

|     |         |     |         |
|-----|---------|-----|---------|
| 1番  | 大高下 光 信 | 2番  | 大 江 康 子 |
| 3番  | 兼 山 益 大 | 4番  | 下 岡 憲 国 |
| 5番  | 住 吉 秀 公 | 6番  | 宗 像 啓 之 |
| 7番  | 桑 原 公 治 | 8番  | 岡 田 良 訓 |
| 9番  | 西 田 祐 三 | 10番 | 多 田 雄 一 |
| 11番 | 宮 坂 二 郎 | 12番 | 西 山 勝 子 |
| 13番 | 崎 本 広 美 | 14番 | 前 田 勝 男 |
| 15番 | 佐 中 十九昭 | 16番 | 久留島 元 生 |

~~~~~○~~~~~

5. 不 応 招 議 員

な し

~~~~~○~~~~~

6. 出 席 議 員 (16名)

|     |         |     |         |
|-----|---------|-----|---------|
| 1番  | 大高下 光 信 | 2番  | 大 江 康 子 |
| 3番  | 兼 山 益 大 | 4番  | 下 岡 憲 国 |
| 5番  | 住 吉 秀 公 | 6番  | 宗 像 啓 之 |
| 7番  | 桑 原 公 治 | 8番  | 岡 田 良 訓 |
| 9番  | 西 田 祐 三 | 10番 | 多 田 雄 一 |
| 11番 | 宮 坂 二 郎 | 12番 | 西 山 勝 子 |
| 13番 | 崎 本 広 美 | 14番 | 前 田 勝 男 |
| 15番 | 佐 中 十九昭 | 16番 | 久留島 元 生 |

~~~~~○~~~~~

7. 欠 席 議 員

な し

~~~~~〇~~~~~

8. 説明のため議場に出席した者の職氏名

|                 |   |         |
|-----------------|---|---------|
| 町               | 長 | 山 岡 寛 次 |
| 副 町             | 長 | 三 宅 信 行 |
| 企 画 部           | 長 | 大久保 裕 通 |
| 総 務 部           | 長 | 窪 地 満   |
| 建 設 部           | 長 | 北 山 忍   |
| 財 政 課           | 長 | 鶴 岡 靖 三 |
| 総 務 課           | 長 | 脇 本 健二郎 |
| 生 活 安 全 課       | 長 | 丹 羽 勤   |
| 建 設 課           | 長 | 久保田 誠 司 |
| 教 育             | 長 | 中 村 弘 市 |
| 教 育 次           | 長 | 細 川 真 示 |
| 学 校 教 育 課       | 長 | 石 川 直 之 |
| 環 境 セ ン タ ー 所 長 |   | 松 浦 邦 彦 |

~~~~~〇~~~~~

9. 職務のため議場に出席した者の職氏名

| | |
|-------------|---------|
| 議 会 事 務 局 長 | 伊 藤 仁 士 |
| 主 事 | 戸 成 正 考 |
| 主 事 | 利 光 裕 子 |

~~~~~〇~~~~~

10. 議 事 日 程

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 報 告 第 4 号 損害賠償額の決定について

日程第 4 第 30 号 議 案 工事請負契約の締結について（海田東小学校新館耐震補強等工  
事）

## 11. 議 事 の 内 容

午前 9 時 0 0 分 開会

○議長（久留島）皆さんおはようございます。本日は大変ご苦労さまでございます。ただいまの出席議員は 15 名でございます。定足数に達しておりますので、平成 25 年第 6 回海田町議会臨時会を開会いたします。なお本日は、報道のためカメラ等の撮影を許可しておりますので、ご了承ください。ただちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付しております日程第 1 から日程第 4 に至る各議案でございます。

○議長（久留島）日程第１、会議録署名議員の指名を行います。本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第 110 条の規定により、議長より、５番、住吉議員、７番、桑原議員を指名いたします。

○議長（久留島）日程第２、会期の決定についてを議題といたします。お諮りいたします。

本臨時会の会期は本日１日といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（久留島）異議なしと認めます。よって、会期は本日１日と決します。この際、執行部の出席を求めるため、暫時休憩いたします。

午前9時02分 休憩

午前9時03分 再開

○議長（久留島）休憩前に引き続き本会議を再開いたします。この際執行部の方に申し上げます。本臨時会の会期は、本日１日と決しております。日程第３、報告第４号、損害賠償額の決定について町長より報告を求めます。町長。

○町長（山岡）皆さんおはようございます。どうぞよろしくお願いいたします。報告第4号、損害賠償額の決定について、堀川町地内で発生した交通事故の示談解決を図るため、その損害賠償額の決定について地方自治法第180条の規定により専決処分したものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長（久留島）総務課長。

○総務課長（脇本）それでは、報告第4号、損害賠償額の決定につきまして、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分しましたので、同条第2項の規定によりご報告させていただきます。議案書の1ページをお開きください。債権者は議案書に記載の方で、事故の相手方に対する損害賠償額23万9,599円、また人身事故により相手方が国民健康保険の給付を受けておりますので、保険者に対して7,511円の損害賠償額が発生しております。損害賠償額の合計は、24万7,110円でございます。専決処分年月日は平成25年7月29日でございます。事故の概要についてご説明いたします。日時は平成24年12月28日午後2時30分頃、場所は堀川町4番付近の町道258号線と248号線が交わる信号機のない交差点において、シルバー人材センターの会員が運転する環境センターの2トンドンプ車と、町道258号線を旧法務局側からカーブを曲がって直進してきた相手車両の前部右側と、町の車両左側、側部中央とが衝突したものでございます。人的被害については、相手方運転手が頸椎捻挫等となり、受診をされております。こちら側に人的被害はございませんでした。過失割合につきましては当方5割、相手方5割と定めております。議案書に記載の事故の相手方の賠償額23万9,599円の内訳は、対物賠償20万5,000円、対人賠償3万4,599円となっております。以上で説明を終わります。

（午前9時04分 宗像議員入場）

○議長（久留島）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。前田議員。

○14番（前田）14番、前田です。まずこのことについてね、シルバーの車だということなんですが、シルバーは、まず一つは、町の単なる委託でやっておるだけなのか、請負ではないと言うのが一つね。それから二つ目にはね、どういう形であれ、町職が今まで何回もこういうことがあるんで、その度にどういう指導をしておるか、注意をしろかということなんですがね。それに対して、今後もこういうことの起きないように注意をすとか、指導するとかいう答弁よね、返つとるんですが、年間こういうことを何ぼあるんかその辺の指導の体制がね、はっきり言って悪いんじゃないか。だからそこらを考慮する必要がある。指導内容というんかね。今言う所管の違うところにもあるんだけど、町の車に乗るためにはね、なんか規定があるはずなんよね。そこらの準用とか、規定の遵守、ここらの指導も含めてどういうふうなつとるのか。度々に、今後こういうことがないようにします、今後ないようにします、口ではそういうことだけ

ども、年間覚えんけども、4回も5回もあるような気がするんじゃけどね。その辺はどうなっとるんか、3点ほどお尋ねします。

○議長（久留島）総務課長。

○総務課長（脇本）はい。まず、シルバーに対する安全運転の要求についてでございますけれども、シルバーに対しましては、安全運転の啓発・講習など具体的な方法を求めているとしまして、その中で運転技術の実技講習、運転能力の適性テストなどを行っていただきまして、会員の能力向上に努めていただいております。それから、町職の安全運転の準用ができないかというところでございますけれども、海田町の職員に対しては、海田警察署の安全運転の講習会を受けることを義務づけておりまして、それからまず免許証を提出いただいて運転登録者台帳に登録したものしか乗せない。そういう所を行って安全運転の適正化を図っておるところでございます。シルバーにおきましても、公用車の運転については、シルバーの中で、自動車学校等において安全運転をしていただくというところを求めています。それからまた、臨時ではございますが、この7月30日も海田警察署の講習、署員の方を招きまして講習会をやっておるところでございます。以上です。

○議長（久留島）それとシルバーの、雇用か請負かというのがあったでしょう。総務部長。

○総務部長（窪地）総務課長の答弁が漏れておりましたけれども、契約内容につきましては、業務委託契約ということで契約を進めております。

○議長（久留島）前田議員。

○14番（前田）今のちょっとはつきりせんかったのが、最後は町の運転のマニュアルなのか、規約なのか、こういうものを準用させないのかというんでね、自動車学校で実技テストをしてもらうんだというふうに聞こえたんですが、はつきり理解はできておりませんが。それから委託ということで、町の車を使わず、シルバーは請負がほとんどじゃないかと思うんだけど、その委託という中でね、どうもそこら辺が請負でないのも難しいかもわからんけども、もちろंदうであれ、車は所有者責任ということにはなっていこうかと思うけども、シルバーに年間相当な事業をやっておられるわけですが、町の業務を委託するのに、町の車を使わせる必要があるのかどうか。シルバーにそれなりの車を持ってもらえればね、ようあるのは、この場合はどうなっとるんか知らんが、その辺の説明はなかったが、保険から適用して支払いをするので、町には実効というか、損害はないんだと、こういつもの説明ですが、この度はなかったんですが、そ

のようなことを含めてね、シルバーは町の委託だから、全部委託するんだから町の車を使わす必要はないんだろうと思うんですよね。その辺の考えはどうなんでしょう。

○議長（久留島）総務部長。

○総務部長（窪地）まず町有車両まだございますので、その町有車両を活用して委託事業を行うということで、これまで契約をしておりますので、それについては全てそのシルバーの方で、車両も用意してというところまでは現行のところでは考えておりません。

○議長（久留島）佐中議員。

○15番（佐中）はい、15番佐中です。聞く内容は、大体今分かったんですけれども、ダンプを町が所有をして、シルバーに委託をする。これで事故を起こした、ということになると、所有者が海田町ということになって、こういう結果になると思うんですね。シルバーはシルバーで車を管理しておるところがですね、これとの関係はどうなってくるのか。例えばシルバーが持ち合わせをしておる、管理をしておる自動車ですね、これと、今回のこうした町が委託をした、これの、明確なですね、管理責任。これはどうなってくるのかお尋ねいたします。

○議長（久留島）総務部長。

○総務部長（窪地）まずシルバーが当然その管理・運用をしている車につきましては、当然シルバーの責任で事故等の対応をしていくと。当然保険も掛けるということになります。今回の件につきましては、町の公用車を使つての作業中の事故ということで、町の所有でございますので、町に所有者責任がかかるということで、今回ご提案をさせていただいたということでございます。

○議長（久留島）ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。本件については、地方自治法第180条第2項の規定により、議会に報告すべき義務を町長に負わせたもので、承認案件ではございませんので、報告第4号についてはこれをもって終結いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）日程第5、第30号議案、工事請負契約の締結についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）第30号議案、工事請負契約の締結について、浜角地内において施工する海田東小学校新館耐震補強等工事の請負契約を締結するものでございます。内容につきま

しては担当者から説明をさせます。

○議長（久留島）財政課長。

○財政課長（鶴岡）それでは、第 30 号議案、工事請負契約の締結についてご説明いたします。議案書の 2 ページをお願いいたします。工事請負契約の内容でございますが、工事名は海田東小学校新館耐震補強等工事でございます。工事の場所は海田町浜角地内、請負金額は 2 億 212 万 5 千円。請負者は、正田建設株式会社代表取締役、正田隆俊で、工期は議決の日の翌日から平成 26 年 3 月 28 日まででございます。続きまして、入札結果についてご説明いたします。資料 1 の工事入札状況をお願いいたします。この度の入札は、海田町建設工事指名業者等選定要綱に基づく格付、他団体での同様の工事の実績等を参考にしながら、地元企業を中心に、15 社を指名いたしました。入札の結果、全ての入札が最低制限価格を上回りましたので、予定価格を下回り、最低の価格を提示をした正田建設株式会社を落札者と決定したものでございます。工事の内容につきましては担当課からご説明いたします。

○議長（久留島）学校教育課長。

○学校教育課長（石川）失礼します。それでは、海田東小学校新館耐震補強等工事につきましてご説明いたします。資料 2 の工事箇所図の準備をお願いいたします。表紙をめくっていただき、最初のページをお開きください。最初に、建物の概要についてですが、工事を実施する建物は、海田東小学校の新館でございます。配置図で赤色の網掛けを示している校舎になります。建築年は昭和 47 年で、昭和 50 年に増築をしております。構造は鉄筋コンクリート 3 階建てで延べ床面積は 1,340 平米、耐震診断結果の I_s 値は 0.34 でございます。次に、工事の概要についてご説明いたします。まず、耐震補強工事についてご説明いたします。次ページの立面図をごらんください。平成 22 年に実施しました本館の耐震補強工事と同等の鉄鋼ブレースを、校舎の東面・西面に合計 8 か所設置し、耐震性の向上を図ってまいります。赤色で囲った箇所が設置箇所になります。恐れ入りますが、前のページにお戻りください。引き続き、工事の概要についてご説明いたします。次に、内装改修工事として、内部塗装改修を 1,131 平米実施いたします。その箇所は主に教室及び廊下の壁の塗装を実施いたします。次に、外装改修工事として、外壁改修を 1,290 平米実施いたします。次に、設備改修工事といたしまして、全ての階の男女トイレの改修を実施いたします。トイレの改修の内容ですが、女子トイレを全て和式のものから洋式にというふうに変更いたします。男子トイレの大便器は和式から洋

式にそれぞれ変更するものでございます。次に、仮設校舎として、3階建て 12 教室を設置いたします。仮設校舎の位置につきましては、配置図の青色の網掛け箇所を予定しております。また、工事の施工に際しましては、児童の安全確保のため、工事区域を仮囲いで完全に仕切るとともに、出入り口に警備員を配置し、児童が立ち入らないようにしたいと思っております。次に、工事スケジュールについてご説明いたします。次ページをお願いいたします。仮囲いの設置や、仮設校舎の建築確認申請等が終了するおおむね 10 月頃から、仮設校舎の建設に着手いたします。その後仮設校舎が完了するおおむね 11 月末頃から耐震補強工事、内装改修工事、外装改修工事の順に着手してまいります。工事完成時期は3月末を予定しております。最後に、工事にあたり、学校側の対応といたしまして、8月以降の登下校については、工事車両出入口となる南門を閉鎖いたしまして、正門のみの使用といたします。また、屋外についての体育、休憩時間等についての使用につきましては、9月1日から工事完了までの間、安全が確認できる範囲において使用することとしております。以上で説明を終わります。

○議長（久留島）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。前田議員。

○14番（前田）14番、前田です。まずこの青色の仮設のところ、取り付け部分渡り廊下、本館というところで、ここは以前、間違ごうとるんかもわからんが、耐震補強をやったとこのあたりにならんか、いわゆる今回もやられるブレースとか、こういう形のもの以前これこの辺だろう思うんですが、やっとなるわけで、そこをまた破って渡り廊下にすると、以前やった強度が落ちるんじゃないか、間違うとれば間違つとる言うてもらやあええんですが、その辺のことが取り合いがわからない。だからそういうところも考慮しとるんかどうか、1点目。

○議長（久留島）建設課長。

○建設課長（久保田）今回ブレースを設置するところはですね、本館、22年度にやったところとは全く違います。場所は新館のところになります。今言われておりますように、仮設校舎と接続しとるところ等について、本館については、今回の工事では一切いらいませんで、ご理解の方よろしくをお願いします。

○議長（久留島）前田委員。

○14番（前田）本館はいらわんいうて、渡り廊下で壁を破って出入りするような感じに見えるんよね、この図面の描き方は。渡り廊下と仮設との取り合い部分の話をしとるん

じゃね。言うとする意味がわかるかな。本館から渡り廊下に出るのに、本館の壁を破る必要があるんじゃないかということと言うとするわけよな。そうすると、これは前回本館の耐震補強をやった位置にあたらないか。そうであったとするなれば、今回その前回せっかく耐震補強したところ破るわけだから、支障が出るんじゃないか強度的に問題が起きるんじゃないか、こういうことを言うとするんでね、ちょっと理解ができとらんんじゃないかと思うんじやが。いいですか。

○議長（久留島）建設課長。

○建設課長（久保田）今回の仮設の取り付けのところで本館のところを、またはつるとかそういったこと一切ありませんので、その辺の強度には問題がございません。

○議長（久留島）ほかに質疑ございませんか。住吉議員。

○5番（住吉）5番、住吉です。工事のスケジュールですね、これ見ていきますと仮設校舎工事が10月の頭から11月の下旬にかけて行われると、これ以降仮設校舎を使われるんだと思うんですけども、まだ中途半端な時期に本館から仮設に移動させるということで、授業に支障が出ないでしょうか。

○議長（久留島）学校教育課長。

○学校教育課長（石川）はい。今あります、1年生・2年生・3年生が新館に入っております。その3学年分の教室を移動するのは、土曜日・日曜日の2日間で、業者・教職員・PTA等の協力により、すぐ月曜日からの授業については支障がないということを確認を取っております。以上です。

○議長（久留島）西山議員。

○12番（西山）12番、西山です。資料2の説明の段ですけれども、内装改修工事はあくまでも内部の塗装改修だけとなってるんですけども、基本的には、ほかのところも、このとき一緒に改修すべき箇所があると判断してるんですけど、それはこの中に、予算内に入っているかということと、この仮囲いをいたしますと、野外トイレがこの期間中、使用ができないわけですけども、その対応はどうされるのかということと、それ以前に、仮設校舎を設置した場合に、運動場が今までと同じように利用できるのかどうか。その辺はどのようなになっているのでしょうか。

○議長（久留島）建設課長。

○建設課長（久保田）それでは内部内装の改修については、ちょっと私の方から説明をさせていただきます。内装の改修はですね、まず廊下・教室。廊下の床をまずやっていき

ます。廊下の壁もやっていきます。教室の方は下のフローリングをやります。壁をきれいに削ります。上の天井の骨組みを木製の骨組みから、軽量鉄骨の骨組みに変えていきます。あわせて石膏ボードも新しいのに取替えをいたします。以上です。

○議長（久留島）学校教育課長。

○学校教育課長（石川）はい。２点目、３点目について、答えさせていただきます。まずトイレについてでございますが、本館、仮設校舎、体育館にもトイレがございますので、屋外トイレというものが使えない状況になろうかと思うんですが、特に支障がないということは確認をとっております。３点目の運動場についての制限というところで、特に、体育または休憩時間の活用はどうかというところが、懸念される場所ではないかなというふうに考えております。２学期以降、運動場が使えないということがもう学校の方でわかっておりますので、体育の年間スケジュールを変更しております。運動場を広く使わなくてはいけない短距離走、サッカー等を全て１学期に実施しております。また、今後、体育館でのバレーボールやバスケットボール、また運動場でも使用可能な鉄棒や走り幅跳びっていうものを２学期３学期に回して対応できるようにしております。休憩時間の対応についてでございますが、これまで開放しておりませんでした運動場プラス体育館を開放することにより、休憩時間昼休憩に開放することにより、体力向上、その喚起、意欲というところを、引き続きできるというというふうに、対応できるというふうに考えております。以上です。

○議長（久留島）西山議員。

○１２番（西山）内装工事の件ですけれども、手を洗うとか飲み水の箇所とかございますよね、そういった箇所の改修もこの時に、一緒にきれいに改修ができたらなって思うんですけど、それは予算に入っていないと判断するんです。今後の対応を考えていただきたいことと、今、運動場が狭くなって利用をちゃんと考えられているというご答弁だったんですけども、町民の皆様が利用される期間ですよ。いつ通知を出して、この８月から来年の３月までは使用できませんという掲示ですかね、告示といいますかね、どのようになさったでしょうか。

○議長（久留島）教育次長。

○教育次長（細川）一般利用の通知につきましては、団体登録という制度があります。その時点で、今年度、東小の新館について耐震工事をするから、工事着手から来年３月までは使用できないよというようなお話はしております。で、その団体につきましては、

他の小・中学校に、利用を促しておる状況でございます。

○議長（久留島）佐中議員。

○15番（佐中）15番、佐中です。一つはですね、各学校の全体ですけれども、耐震化率、非常に全国的に広島県は遅れている部類に入っておりますけれども、海田町でこれまで、私の記憶では65パーセントかな、そのぐらいが進んで、そのあと残っておるということで、早く手を打たないかんということで、年間、いろいろスケジュールを組んでやっておいででございますけれども、25年度これが完成をいたしますと、どのぐらいの率になるのか。お尋ねをいたします。もう一つはですね、これ財政の問題ですが、これまで、私もいろいろ、この財源の問題でお尋ねしたい。頭がちょっと、混乱をしておる部分があるんですね。というのが、元気交付金であるとか、あるいは経済対策であるとか、あるいは、今の、東日本のそういう震災を受けての早急に対応するそういう予算であるとか、いろいろあって24年度で実現をさせるという、こういう補正まで組んで25年度に終わっておると。ちょっと整理がつかんのですね、今回こういう2億2百なんぼですか、予算を組まれましたけれども、町にとって、一般財源、これの持ち出し、あるいは起債はどのぐらいになっておるのか、あわせてお尋ねをいたします。

○議長（久留島）学校教育課長。

○学校教育課長（石川）耐震化率について答えさせていただきます。この東小学校が完成した時点で、75.0パーセントが耐震化率でございます。以上です。

○議長（久留島）財政課長。

○財政課長（鶴岡）それでは、財源について答弁をさせていただきます。この度の耐震補強工事につきましては、平成24年度の復興財源の国の予備費を活用した耐震補強工事でございます。これによりまして、通常よりも、有利な起債の交付で算入率がございまして、この、耐震補強工事によりまして、補助事業分については、通常であれば、起債の充当率の50パーセントが交付税措置されますけれども、国の補正予算を活用したことにより、補助事業分の起債については、80パーセントまで交付税算入が、上乗せされます。単独事業部分につきましても、通常であれば、30パーセントでございますが、これが70パーセントまで交付税措置の方が拡充をされるということになっております。

○議長（久留島）佐中議員。

○15番（佐中）一つは、耐震化率75パーセント。今のなんぼで、75パーセントになるんですか。それから、今の財源の措置の対応ですね、3月末に補正を組んだときに有利

になるという説明を盛んに受けて、私記憶にあるんですが、結果はこういうことになったということですね。

○議長（久留島）学校教育課長。

○学校教育課長（石川）現時点では 70.8 パーセント、東小学校が行うことによって 75 パーセントになるということでございます。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）さきほど確認がございましたのでその部分答弁しておりますが、この部分につきましては、3 月の末の補正ではなしに、2 月の補正でさせていただいて、先ほど財政課長が申しましたように、予備費を活用したものでございまして、3 月末部分は、さらに有利な補正予算の方を活用したものでございますので、2 回ちょっと補正させていただいております。この分は、前者のほうでございまして。

○議長（久留島）他に質疑ございませんか。岡田議員。

○8 番（岡田）8 番、岡田です。いろいろと耐震とか工事されますけれども仮校舎ですね、ちょっとその内訳いうんですかね、費用。例えば仮校舎は、2 億 200 万円のうちの仮校舎の分がこれだけですとか、あと耐震診断、耐震補強の分がこれだけですというの、わかったらお願いします。それとですね、もう 1 点、仮校舎を多分 4 月、3 月末から今度は解体をされると思うんですけれども、その期間はどういうふうになっておるのかというのをお願いいたします。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）最初のご質問でございまして、それをひっくるめまして、今回の落札額でございまして。設計段階ではそれぞれ設計しておりますけれども、最終的なこの金額につきましては一括での入札でございまして、それぞれ、業者の方がどういう内訳であったかというのは、了知しておりません。

○議長（久留島）建設課長。

○建設課長（久保田）仮設の解体はですね、3 月の上旬を予定しております。

○議長（久留島）ほかに質疑ございませんか。桑原議員。

○7 番（桑原）7 番、桑原です。一点だけ、この海田東小学校、スポーツ少年団がかなり一般利用になるかどうかわかりませんが、この影響がどうなるのか、サッカーもあるでしょうソフトボールもあるでしょうから。この利用、影響がどうなるのかお尋ねします。

○議長（久留島）教育次長。

○教育次長（細川）はい、先ほど言いましたけども、東小ではソフトボールであるとか、サッカーであるとかっていう、一般利用がされておりますけども、そういった方たちにつきまして、例えば、海田のソフトボール少年団であると、年間 100 回ぐらい使っていたいておるんですが、それについては、海田西小学校の方へ行って練習をしていただいております。

○議長（久留島）ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第 30 号議案について採決を行います。お諮りいたします。第 30 号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）異議なしと認めます。よって、第 30 号議案は原案のとおりこれを決します。以上で本臨時会に付議された案件は終了いたしましたので、会議を閉じます。これにて平成 25 年第 6 回海田町議会臨時会を閉会いたします。皆さん、ご苦労さまでした。

午前 9 時 3 7 分 閉会